

◎日本国と中華人民共和国との間の海運協定

(略称) 中華人民共和国との海運協定

昭和四十九年十一月十三日 東京で署名

昭和五十年三月三十一日 国会承認

昭和五十年五月六日 確認通告の交換

昭和五十年六月四日 効力発生

昭和五十年五月十七日 公布及び告示

(条約第七号及び外務省
告示第八七号)

目次

ページ

前文	一〇三
第一条 「船舶」の定義等	一〇三
第二条 船舶の国籍の互認	一〇三
第三条 船舶の海上運送に從事する権利等	一〇四
第四条 開港への出入の権利並びに船舶及び貨客の港における待遇等に関する最惠国待遇	一〇四
第五条 船舶積量測度証書の互認	一〇五

第六条 乗組員の出入国等に関する規則及び手続の適用に関する最惠国待遇等	一〇六
第七条 沿岸貿易の除外等	一〇七
第八条 遭難船舶等に対する最惠国待遇等	一〇七
第九条 海運企業の送金の権利	一〇八
第十条 両国の船舶による貨客の円滑な運送の促進についての協力	一〇九
第十一條 協議	一〇九
第十二条 効力発生、有効期間及び終了	一〇九
末文	一一〇

日本国と中華人民共和国との間の海運協定

中华人民共和国政府和日本国政府，根据一

九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の共同声明に基づき、両国民の間の友好的な交流を促進し及び海運の分野における両国間の関係を発展させるため、平等互恵の原則に従い、友好的な協議を経て、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

「船舶」の定義等

1 「船舶」とは、商業的目的のために旅客又は貨物の海上運送に従事する商船をさう。

在本协定中：
一、“船舶”是指为商业目的从事海上旅客、
货物运输的商船。

2 「一方の締約国の船舶」及び「他方の締約国の船舶」とは、次条の規定に従じ、日本国又は中華人民共和国の国籍を有する船舶と認められた船舶をさう。

二、“缔约一方船舶”和“缔约另一方的船舶”是指按照本协定第二条规定被承认具有中华人民共和国国籍或日本国国籍的船舶。

第二条

船舶の国籍
の互認

船舶の海
上運送に
従事する
権利等

これが一方の締約国の國旗を掲げる船舶で、当該一方の締約国の権限のある当局が自國の法令に従つて発給した船舶の国籍の證明のための書類を備えてゐるのは、則該一方の締約国の國籍を有する船舶と認められる。

第三条

1 これが一方の締約国の船舶も、西締約国との間又は他方の締約国と第三国との間ににおける旅客又は貨物の運送に従事することがである。

船舶。

第三条

一、締約任何一方的船舶、可以在締約双方同、或在締約另一方和第三国間从事旅客、貨物运输。

二、締約任何一方海运企业租用的締約双方企业が傭船したもの、他方の締約国が異議を申し立てない限り、1に規定する運送に参加することができる。

可以参加本条第一款所规定的运输。

第四条

開港への

1 これが一方の締約国の船舶や、第三国との船舶と均等の條

出入の権利並びに船舶及び貨客の港における待遇等に関する最惠待遇

件で、他方の締約国のヤードの港港に出入する権利を有す。

船舶在同等条件下、进出締約另一方所有对外开放的港口。

二 これが一方の締約国の船舶が他方の締約国の領海を航行し、他方の締約国の港に出入し、又は他方の締約国の港の内外において停泊する場合には、当該船舶並びにその旅客及び積荷は、税関、检疫及び港に関する規則及び手続の適用に關し、各種の課徴金及び費用の徵収に關し、港及び停泊地における停泊、泊地の変更及び貨物の積卸しに關し、港の設備及び航行補助のための設備の使用に關し、水先の役務に關し、並びに船舶、乗組員及び旅客のために必要とされる各種の物資の供与及び各種の便宜の提供に關し、第三國の船舶並びにその旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でなく待遇を与えられる。

二、締約任何一方船舶在締約另一方領海航行、进出港口或在港口内外停泊時、該船舶及其旅客、貨物，在执行海关、检疫、港口规章和手续，在征收各种税捐和费用，在港口和锚泊地停泊、移泊、装卸货物，在使用港口设备、助航设备，在引水服务，以及在船舶、船员、旅客所需的各项物资供应和提供各种方便方面，享有不低于于第三国船舶及其旅客、货物的待遇。

第五条

船舶積量測度証書の互認

こずれの一方の締約国も、他方の締約国のある当局が当該他方の締約国の船舶に対して発給した船舶の積量測度に関する証書を承認する。

締約任何一方承认締約另一方的主管当局对该缔约另一方船舶颁发的船舶吨位证书。

これが一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書を備えてこなげ船舶については、他方の締約国は、当該他方の締約国の法令に従つて積量の測度を行うことができる。

第六条

乗組員の出入国等に関する規則及び手続に適用する最惠待遇等

1 これの一方の締約国も、他方の締約国の権限のある当局が発給した乗組員身分証を承認するものとし、当該他方の締約国の船舶が当該一方の締約国の港の内外において停泊している間、当該船舶の乗組員で前記の乗組員身分証を所持しているものに対し、出入港、上陸、税関及び検疫に関する規則及び手続の適用に関し、第三国の船舶の同様の乗組員に与えられる待遇よりも不利でなく待遇を与える。

2 1に規定する乗組員身分証とは、日本国においては、「船員手帳」又はこれに代えて日本国の大典のをとして、中華人民共和国においては、「海員証」又はこれに代えて中華人民共和国の定めるものをいう。

第六条

一、締約任何一方承认締約另一方主管当局頒发的船员身份证件，締約另一方的船舶在締約一方港口内外停泊期间，对持有本条上述身份证件的该船舶的船员，在执行出入境、登陆、海关、检疫的规章和手续方面，应给予不低于第三国船舶同样船员的待遇。

二、本条第一款规定的船员身份证件，在中华人民共和国是指“海员证”或由中华人民共和国规定代替它的证件，在日本国是指“船员手帐”或由日本国规定代替它的证件。

³ これが一方の締約国の船舶が他方の締約国の港の内外において停泊してゐる間、当該船舶の船長又は当該船長がその代理人として指定する乗組員は、当該他方の締約国において必要とされる手続を完了した後で、当該一方の締約国の外交官又は領事官と面会することができる。

第七条

沿岸貿易
の除外等

この協定は、沿岸貿易には適用しない。ただし、これが一方の締約国の船舶が、国外から運送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を卸し又は国外向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積み込むため、他方の締約国の一の港か他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

第八条

遭難船舶
等に対する
最惠国
待遇等

¹ これが一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、類似の場合に第三国船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷

三、締約任何一方の船舶在締約另一方港口内外停泊期間、該船舶的船長或該船長指定为其代表的船員，在履行締約另一方必要的手续以后，可以同该締約一方的便、领馆官员会见。

第七条

本协定的规定不适用于沿海航行。但缔约任何一方的船舶，为了卸下从国外运来的全部或部分旅客、货物，或装载运往国外的全部或部分旅客、货物，而由缔约另一方的一个港口驶往另一个港口时，不作为沿海航行。

第八条

に与える援助及び保護よりも不利でない援助及び保護を与えるとともに、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を通報する。

船舶及其船員、旅客、貨物、应給予不低于第三國船舶及其船員、旅客、貨物在类似情況下得到的救助和保护，并以最快的办法将上述有关情况通知締約一方的有关当局。

二、1. の船舶から救い上げられた積荷その他の物品は、それが当該他方の締約国 국내における消費のために輸入された限り、關稅その他の租稅を免除される。

二、从本条上述船舶上營救出来的貨物和其他物品，只要不是为该締約另一方国内消費而运进的，免予征收關稅和其他稅捐。

第九条

第九条

海運企業
の送金の
権利

一方の締約国は、他方の締約国 の 海運企業に對し、当該海運企業が海運業務に関連して当該一方の締約国 の 領域内に得た收入のうち支出を超える部分を、両締約国が受け入れることができる為替相場により、日本円、人民幣又は両国において認められる交換可能な通貨で、当該海運企業の本店に送金する権利を与える。

締約一方應給予締約另一方海运企业以权利，将其在締約一方領土内經營海运业务所获有关收入的余额，按締約双方都能接受的比价，以人民币、日元或兩国承认的可兑换的货币汇交其总机构。

第十条

両国の船舶による貨客の円滑な運送の促進についての協力

両締約国は、両国間の海運活動が相互の間の経済貿易関係の発展に寄与し得るよう、両締約国の船舶による旅客又は貨物の円滑な運送の促進につき、やむる限り協力をす。

船舶順利开展旅客、貨物运输方面、給予尽可能

両国の船舶による貨客の円滑な運送の促進についての協力

第十一條

両締約国は、シずれか一方の締約国の要請がある場合には、この協定の実施に関連して生じた問題を処理するため、適当な方法により、両締約国が合意する日時及び場所において、協議することがである。

第十一條

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要な手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、二の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 シずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に二

締約双方为使两国间的海运活动，对双方向
经济贸易关系的发展做出贡献，在促进缔约双方
船舶顺利开展旅客、货物运输方面，给予尽可能
的合作。

第十二條

一、本协定在各自国家履行行为生效所必要的
国内法律手续并交换确认通知之日起的第三十天
开始生效。本协定有效期为三年，三年之后，在
根据本条第二款的规定宣布终止之前，继续有效。

一、本协定在各自国家履行行为生效所必要的
国内法律手续并交换确认通知之日起的第三十天
开始生效。本协定有效期为三年，三年之后，在
根据本条第二款的规定宣布终止之前，继续有效。

て文書による予告を守えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後この二つの協定を終了ややるかであります。

未

文

以上の証拠として、下名は、各自の政府からの正當な委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十四年十一月十三日 東京で、ひしめく出文である日本語及び中国語による本書一通を作成した。

日本国政府のために
東郷文彦

中華人民共和国政府のために
韓念龍

后，可以在六个月以前，以书面预先通知缔约另一方，随时终止本协定。
下列代表，经各自政府正式授权，已在本协定上签字为证。

本协定于一九七四年十一月十三日在东京签订，一式两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中华人民共和国政府代表

韓念龍

日本国政府代表

東郷文彦

(参考)

この協定は、海運の分野における日本国と中華人民共和国との間の関係を発展させるため、船舶の開港への出入の権利、船舶の港における待遇、乗組員の出入国、海難救助等に関する最惠国待遇の供与を定めるほか、船舶の国籍の互認、積量測度証書の互認等について定めていふ。